

広島県告示第五百六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の  
成果を次のとおり認証した。

令和八年四月二十七日

広島県知事 横 田 美 香

一 調査を行った者の名称

廿日市市

二 調査を行った期間

令和二年七月から令和七年六月まで

三 成果の名称

廿日市市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

廿日市市津田字東横矢・下市の一部

五 認証年月日

令和八年四月十日